大阪府養育費の履行確保等支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、養育費の取り決めを行う母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用について、その一部を大阪府（以下「府」という。）が支給することにより、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　対象者は、申請時において、府内（市及び福祉事務所設置町を除く。）に居住するひとり親であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

（１）　養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

ア　養育費の取り決めに係る経費を負担した者

イ　児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にある者

ウ　養育費の取り決めに係る債務名義を有している者

エ　養育費の取り決めの対象となる20歳未満の者（以下「児童」という。）を現に扶養している者

オ　過去に養育費の取り決めを交わした同内容の公正証書等に係る補助金等を交付されていない者

（２）　養育費に係る保証契約における保証料支援事業

ア　保証会社と１年以上の養育費保証契約を締結している者

イ　児童扶養手当の支給を受けている又は同様の所得水準にある者

ウ　養育費の取り決めに係る債務名義を有している者

エ　養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者

オ　過去に同内容の債務名義に係る補助金等を交付されていない者

（支給対象及び支給額）

第３条　支給対象経費は別表第１欄の事業区分ごとに第３欄のとおりとし、支給額は、別表第２欄

の基準額と、第３欄に定める支給対象経費の実支出額を比較して少ない方の額の合計額とす

る。

２　支給額は予算の範囲内で決定する。

（申請）

第４条　支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪府養育費の履行確保等支援事業支給申請書（別紙様式１）に次に掲げる書類を添付し、公正証書等を作成した日（令和３年４月１日以降の日に限る。）又は養育費保証契約を締結した日（令和３年４月１日以降の日に限る。）の属する年度内に知事に申請しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りではない。

（１）　　養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

ア　養育費の取り決めをした文書（公正証書、調停調書、判決書等の債務名義化した文書に限る。）

イ　支給対象となる経費の領収書等（領収書には、宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名を記載の上、領収印を押すこと。郵便局及び官公署が発行する領収書又はレシートについては、上記の項目を満たさずとも、正規の領収書とみなして取り扱うことができるものとする。支給対象経費の支払いにクレジットカード等を利用した場合は、領収書の代わりにクレジット契約証明書等を添付するものとする。）

ウ　申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本

エ　通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの

オ　児童扶養手当証書の写し。児童扶養手当を受給していない場合は、世帯全員の住民票の写し及び申請者の前年（1月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書。同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」（別紙様式２）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

カ　その他、知事が必要と認めるもの

（２）　　養育費に係る保証契約における保証料支援事業

ア　養育費の取り決めをした文書（公正証書、調停調書、判決書等の債務名義化した文書に限る。）

イ　保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上とする。）

ウ　支給対象となる経費の領収書等（領収書には、宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所及び氏名を記載の上、領収印を押すこと。支給対象経費の支払いにクレジットカード等を利用した場合は、領収書の代わりにクレジット契約証明書等を添付するものとする。）

エ　申請者及び養育費の取り決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本

オ　通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの

カ　児童扶養手当証書の写し。児童扶養手当を受給していない場合は、世帯全員の住民票の写し及び申請者の前年（1月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書。同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」（別紙様式２）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書

キ　その他、知事が必要と認めるもの

（支給決定等）

第５条　知事は、前条による支給の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支給すべきものと認めたときは、支給を決定するものとする。

２　知事は、前項の決定を行った場合は、遅延なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（支給の時期）

第６条　知事は、支給を決定したときは、決定した日の翌日から起算して、概ね30日以内に申請書に記載された口座に決定した金額を振り込み支給するものとする。

（審査に係る留意事項）

第７条　知事は第４条第１号イ及び第２号ウに規定する、領収書等に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

ア　宛先

イ　領収年月日

ウ　領収金額

エ　取引内容

オ　領収者の住所及び氏名、領収印

２　知事は、養育費の取り決めを交わした文書に、次の事項が記載されていることを確認するものと

する。ただし、イについては公正証書に限る。

ア　養育費の取り決め

イ　強制執行認諾約款

３　知事は、養育費保証契約書に、次の事項が記載されていることを確認するものとする。

ア　保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること

イ　保証期間が１年以上であること

４　知事は、養育費の取り決めを交わした文書と養育費保証契約書が、次の事項において、同じ内容が記載されていることを確認するものとする。

ア　養育費権利者

イ　養育費支払義務者

ウ　養育費対象子

（支給決定の取消し）

第８条　知事は、申請者が虚偽その他不正な手段により支給を受けたとき又は養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費受取権利者の責によらない場合を除く。）は、第５条の規定による支給決定額の全部または一部を取消し、又は支給決定額を返還させることができる。

（養育費受給状況報告書）

第９条　支給を受けた者は、養育費受給状況報告書（別紙様式３）を、支給決定の属する年度の３月末までと、支給決定日の１年後の月末までの２回提出しなければならない。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

 １　この要綱は、令和３年８月24日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別　　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １事業区分 | ２基準額 | ３支給対象経費 |
| １　養育費に係る公正証書等作成費用支援事業 | ア 公正証書による債務名義の作成費用　　43,000円　イ 家庭裁判所の調停又は裁判に係る　　費用76,000円　 | ア　公正証書による債務名義の作成に要する、公証人手数料（公証人手数料令（平成５年政令第224号）に定める公証人が受ける手数料（養育費の取り決めに係る部分に限る））イ　家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停（離婚）申立てに要する収入印紙代、裁判に要する収入印紙代（離婚請求及び養育費請求の費用に限る）、戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に係るものに限る）、連絡用の郵便切手代 |
| ２　養育費に係る保証契約における保証料支援事業 | 　50,000円　　 | 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用（養育費の１カ月分の額を上限） |